

宮崎県最低賃金が時間額 853 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 6 日(木)から「**時間額 853 円**」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室 電話:0985-38-8836

【最低賃金引上げの中小企業・小規模事業者に対する支援策】

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者(※1)を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定以上引き上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

〈助成額の上限〉

賃金引上げ 労働者数	30 円 コース	45 円 コース	60 円 コース	90 円 コース	助成率
1 人	30 万円	45 万円	60 万円	90 万円	○事業場内最低賃金が 870 円 未滿の事業場は 9/10
2～3 人	50 万円	70 万円	90 万円	150 万円	
4～6 人	70 万円	100 万円	150 万円	270 万円	○事業場内最低賃金が 870 円 以上の事業場は 4/5 (ただし生産性(※2)要件を 満たした場合は 9/10)
7 人以上	100 万円	150 万円	230 万円	450 万円	
10 人以上	120 万円	180 万円	300 万円	600 万円	

※1 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内の中小企業等が対象となります。

宮崎県最低賃金が令和 4 年 10 月 6 日から時間額 853 円に改定されることから、同日以降は事業場内最低賃金が 883 円までの中小企業等が対象となります。

※2 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者 1 人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 通常コースとは別に「業務改善助成金(特例コース)」もあります。

詳しくは厚生労働省ホームページ、宮崎労働局ホームページ又は下記の問い合わせ先へ。

【問合せ先】宮崎労働局 雇用環境・均等室(Tel:0985-38-8821) 又は、

みやざき働き方改革推進支援センター(Tel:0120-975-264) 又は、

業務改善助成金コールセンター((Tel:0120-366-440)へ。